

## Pepper for Biz あんしん保証パック規約

### 第1条 Pepper for Biz あんしん保証パック利用規約の適用

1. ソフトバンク株式会社（以下「SB」といいます。）は、本規約の定めに基づき、Pepper for Biz あんしん保証パック（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスは、本規約の定めに基づきSBが販売するPepper for Biz基本プラン利用規約に定めるサービス（以下「本件基本プラン」といいます。）の契約者のみを対象として、提供されるものとします（当該本件基本プランに関する契約を以下「本件基本プラン利用契約」といいます。）。

### 第2条 本サービスへの申込みの承諾と本サービスの資格の取得

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、新規の本件基本プランの申込みと同時にのみ、SBに対し、SB所定の方法で申し込みを行うことができるものとします。
2. 上記申込みにおいて、SBが要求するときは、本サービスの申込者は、①契約申込書の記載内容を確認するための書類に定める本人確認書類を含む、本規約の提供を受けるのにSBが必要と判断した書類、及び②財務諸表等与信に必要とSBが判断する書類（以下①及び②を総称して「確認書類等」といいます。）をSB所定の方法で提出するものとします。
3. SBは、申込者が、次の(1)乃至(5)に定める全ての条件を満たした場合にのみ、申込者の申込みに対する承諾をします。
  - (1) 日本国内において設立された法人（SBが特に認めた団体を含みます。）であること
  - (2) SBに提出されたSB所定の契約申込書及びSBが別途定める提出書類に記載漏れ、誤記、虚偽又は事実と反する記載がないこと
  - (3) SBの与信基準を満たした申込者からの申込みであること
  - (4) 申込者がSBと契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、本契約又はその他のサービス契約約款の規定に現に違反しておらず、又は違反するおそれがないとSBが判断したこと
  - (5) 本人確認ができた申込者であることなお、本人確認とは、SBが別に定める方法により、申込者情報（申込者の名称（商号）及び本店又は主たる事務所の所在地並びに申込者のために本サービス契約の締結の任に当たっている自然人の氏名、住居、生年月日及び電話番号又はその他の連絡先等の申込者を特定する情報をいいます。）の確認を行うことをいいます。
4. 本サービス契約の申込みを承諾するために必要な機器の新設、改造、修理又は保守がSBの業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合は、当該申込みを承諾しないことがあります。
5. SBは、上記(1)に定める条件を満たしていない申込みであることが事後に判明し又は事後に条件を満たさなくなった申込みに基づき締結された本サービス契約につき、本サービス提供の義務を免れ、かつ本サービス契約を解除することができるものとします。但し、この場合、SBは、契約者から受領済みの本サービスの利用料等の返還義務を一切負わないものとします。
6. 本サービス契約は、SB所定の申込みに対しSBが承諾したときに成立するものとします（以下SBが承諾した申込者を「契約者」といいます。）。
7. Pepper本体（充電器を含み、以下同様とします。）1台ごとに1つの本サービス契約が成立するものとします。

### 第3条 本サービスの内容

本サービスは、本サービスの提供期間中において、本サービス提供対象の Pepper にかかる有償修理が発生した場合の修理費を全額割引するサービスです。ただし、以下の費用は、契約者のご負担となります。

- (1) Pepper1 台につき有償修理の発生 1 回あたり、修理にかかる故障診断費として 3 万円（税抜）
- (2) 契約者の責めに帰すべき事由に基づき発生した Pepper の再配送費用。

### 第4条 利用料

1. 本サービスの利用料は Pepper1 台につき月額 9,800 円（税抜）です。
2. 本サービスの利用料は、次条 1 項に定める登録日の属する月の翌月 1 日から発生します。

### 第5条 本サービスの提供期間

1. 本サービスの提供期間は、登録日に開始し、登録日の属する月の翌月 1 日から起算し、本件基本プランの契約終了日をもって終了します。
2. 申込み日により、登録日が本件基本プランのサービスの提供開始日の前月になることがあります。

### 第6条 解約手続

1. 契約者が前条に定める提供期間の中途において本サービスを解約する場合、SB 所定の方法に従い、SB 所定の方法で通知するものとします。
2. 上記 1 の通知があった場合、通知を受け SB にて承諾した日をもって本サービスの提供を終了します。契約者は、当該場合において、本サービスの利用を終了した月の末日までの利用料の支払いをもって、本サービスを解約することができるものとし、契約終了月の翌月以降の残存期間分の利用料については支払を要しないものとします。
3. 本サービスの終了時点で存在する一切の債務については、本規約終了時においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

### 第7条 利用料等の支払い

契約者は、SB からの請求書に定める期日及び方法に従い、本サービスの利用料および第3条第1項第1号及び第2号に定める費用を本件基本プランに関する料金等と合わせて支払うものとします。また、支払いに要する費用は、契約者が負担するものとします。

### 第8条 遅延損害金

1. 契約者は、利用料等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、前項に従って SB に対して支払うものとします。
2. 前項の場合、本サービスの利用を停止することがあります。遅延損害金を含む料金のお支払を確認後、サービスは再開されます。

### 第9条 本サービスの提供義務の免責

1. SB は以下の場合には、本サービス提供の義務を免れるものとします。
  - (1) 契約者及び第三者の故意によって生じた故障、並びに水濡れ、全損等の場合

- (2) 「取扱説明書」にない、契約者による不適切な利用、修理・改造・塗装等の形跡があると SB が認めた場合
- (3) 飛行機機内への持ち込みが原因での故障等の場合
- (4) 海外でのご利用によって生じた故障の場合
- (5) Biz Pack に含まれる基本アプリ、または SBR が指定する公開申請を行い配信許可されたロボアプリ以外のロボアプリが起因となって発生した故障等の場合
- (6) 契約者が Pepper のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施しなかったことに起因する故障等の場合
- (7) 戦争・テロ・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (8) 犯罪によって生じた故障等の場合
- (9) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (10) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (11) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- (12) 契約者が債務の支払いを現に怠っている場合
- (13) 契約者が、交換修理に関する情報および物品を、SB の求めに対して提供しない場合
- (14) その他前各号に定める事項以外に、SBR が定める Pepper の取扱い説明書その他の文書で定められた推奨環境以外での使用に起因した故障等の場合。

#### 第 10 条 規約の変更、承認

SB は、本規約の内容を契約者に通知することなく変更することがあります。この場合には、提供条件は変更後の本規約が適用されます。

- (2015 年 10 月 1 日制定実施)
- (2016 年 11 月 17 日改定実施)
- (2017 年 11 月 9 日改定実施)
- (2018 年 6 月 1 日改定実施)

以上